

4. 都道府県等による取組事例

(1) 自治体基本情報

本調査において対象とした自治体の基本情報を以下に記す。

○都道府県（4か所）

自治体名		宮城県	群馬県
基礎情報	面積(km ²)	7,282.22	6,362.28
	総人口(人)	2,320,000	1,960,000
	人口密度 ²	318.6	308.1
対象認可保育所数		238	183
	公立	125	58
	私立	113	125
担当部署名		保健福祉部子育て社会推進室保育支援班及び県内5か所ある保健福祉事務所	こども未来部こども政策課児童施設監査係
主な業務		<p>【保育支援班】保育所の設置・運営支援, 保育所指導監査, 認定こども園の認定、私立保育所の指導監査など</p> <p>【保健福祉事務所】 疾病対策、健康づくり、公立保育所の指導監査など</p>	社会福祉法人及び児童福祉施設の指導監査、認可外保育施設の立入調査など
職員数（部署全体）		子育て社会推進室保育支援班は7名、保健福祉事務所における監査担当は2~10名	同課は16名
職員数（保育所指導監査担当・管理職含む）		同上（保育支援班は私立認可保育所113施設、児童福祉事務所は公立認可保育所125施設の監査を担当）	児童施設監査係は4名
実地検査体制		2~3名体制(処遇担当1名、会計担当2名、チーム体制ではない)	2名体制で計2チーム

² 人口密度：総面積1km²当たりの人口密度

自治体名		島根県	熊本県
基礎情報	面積(km ²)	6,708.06	7,409.48
	総人口(人)	690,000	1,770,000
	人口密度	102.9	238.9
対象認可保育所数		218	398
	公立	36	70
	私立	182	328
担当部署名		<p>東部：健康福祉部子ども・子育て支援課、運営及び経理分野の監査は地域福祉課</p> <p>西部：地域福祉課石見スタッフ</p>	<p>健康福祉部福祉局子ども・障がい福祉局子ども未来課</p> <p>県5か所ある出先機関(広域本部3か所(県北、県南、天草)、地域振興局2か所(宇城、上益))</p>
主な業務		<p>【健康福祉部子ども・子育て支援課】少子化対策の推進及び総合調整に関すること、児童福祉に関すること(保育に関するものに限る)、児童手当及び子ども手当に関することなど</p> <p>【地域福祉課】社会福祉法人の法人認可、指導監査、施設整備、生活保護に関することなど</p> <p>【地域福祉課石見スタッフ】社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導・監査の企画・立案・指導に関すること、保育所等(認可外も含む)の指導監査に関することなど</p>	<p>【子ども未来課】少子化対策の推進、児童福祉法の施行、社会福祉法の施行、認定こども園、私立幼稚園、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法の施行、児童の食生活、母子保健、育成医療、小児慢性特定疾病など</p> <p>【出先機関】地域福祉、児童福祉、老人福祉、障がい福祉、指導監査など</p>
職員数(部署全体)		<p>同課保育支援グループは7名</p> <p>地域福祉課は7名、</p> <p>地域福祉課石見スタッフは9名</p>	<p>同課は9名</p> <p>各出先機関は6~15名</p>
職員数(保育所指導監査担当・管理職含む)		<p>保育支援グループのうち監査担当は5名、地域福祉課のうち5名、地域福祉課石見スタッフのうち1名</p>	<p>同課の保育所指導監査担当は1名、各出先機関の監査担当は1~3名(+管理職)</p>
実地検査体制		<p>2名体制(チーム体制ではない)</p>	<p>定例監査は3名体制</p> <p>簡易監査は2名体制</p> <p>(チーム体制ではない)</p>

○政令指定都市（2か所）

自治体名		横浜市	静岡市
基礎情報	面積(km ²)	437.56	1,411.90
	総人口(人)	3,724,844	704,989
	人口密度	8,513	499.3
対象認可保育所数		760	58
	公立	対象外	なし (すべて認定こども園に移行)
	私立	760	58
担当部署名		こども青少年局総務部監査課	子ども未来局幼保支援課総務・事業者指導係
主な業務		社会福祉法人・施設等の指導監査など	認定こども園・保育所等の認可や指導監査など
職員数（部署全体）		同課は 25 名	同課は 22 名
職員数（保育所指導監査担当・管理職含む）		同課 は 25 名及び保育教育人材課は 11 名（認可保育所を含む児童福祉施設約 1200 施設を担当）	監査担当は 5 名（認定こども園等含み全 211 園監査を担当）
実地検査体制		4 名体制で計 8 チーム（運営、保育、会計、給食）、給食分野は保育教育人材課の栄養士が担当	2 名体制で計 2～3 チーム

○中核市（2か所）

自治体名		川越市	旭川市
基礎情報	面積(km ²)	109.13	747.66
	総人口(人)	350,745	339,605
	人口密度	3214.0	454.2
対象認可保育所数		33	35
	公立	対象外	対象外
	私立	33	35
担当部署名		福祉部指導監査課	福祉保険部指導監査課
主な業務		社会福祉法人の設立等の認可・届出に関すること、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関すること、介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等の指導監査に関することなど	社会福祉法人の認可、届出及び指導監査、社会福祉施設等の指定、届出及び指導監査など
職員数（部署全体）		同課7名	同課16名
職員数（保育所指導監査担当・管理職含む）		課長を除く6名で監査を担当（小規模保育所等含む、69施設の監査を担当）	保育所等監査担当は3名（認可保育所を含む保育関連施設全般（約90施設）の監査を担当）
実地検査体制		3名体制で計2チーム	2~3名体制で計1チーム。 ※保育内容・給食は、必要に応じて、子育て支援部こども育成課の保育士、栄養士が指導監査に同行

（出所）

総務省統計局 | 統計でみる都道府県のすがた 2019

<http://www.stat.go.jp/data/k-sugata/naiyou.html>

総務省統計局 | 統計でみる市区町村のすがた 2019

<https://www.stat.go.jp/data/s-sugata/naiyou.html>

(2) 論点別取組事例

【取組事例のまとめ方】

都道府県等に対するヒアリング調査では、本研究会のステップ1の作業において整理した3つの論点に着目して各自治体の取組事例を収集した。本報告書では、収集した各自治体の取組事例を論点1～論点3の3類型に整理した。その上で、それぞれの型に該当する取組に関する、具体的取組方法及び内容、そのような取組を自治体で実施した場合の効果やメリットなどを紹介している。

(取組事例の類型)

論点1：監査項目に係る具体的な確認・指導基準等に関する取組

論点2：提出書類等の事前準備に関する取組

論点3：行政機関内の連携、監査結果の取扱い等に関する取組

論点 1：監査項目に係る具体的な確認・指導基準に関する取組

1-1. 重点的確認内容の設定

1-1-1. 「安全確認監査」の導入（宮城県）

（導入の背景）³

- 保育士等の人材確保の難しさから、保育所運営における事務の効率化が求められる一方で、平成 23 年には東日本大震災を経験するなど自然災害が増加、さらに重大事件・事故の発生リスクへの対応等、保育所を取り巻く環境は厳しくなっていた。このような状況下、保育所指導監査には、重大事故発生リスクを低減させる機能の強化及び効率的・効果的な監査の実施方法への改善の必要性が生じ、監査の見直しに至った。
- 加えて、保育所指導監査対象に含まれる私立保育所や認定こども園は年々増加する一方、行政の体制としては、担当部署の職員が昨年度 8 名であったところ 1 名減となり、実地検査による保育所指導監査の実施率 100%に向けた効率的な指導監査実施体制の構築が急務であった。

（具体的取組）

- 「安全確認監査」という、主に安全面に重点を絞った実地検査を行っている。すべての監査項目を対象にした「書面監査」は年に 1 度、実地検査の前に全施設に対し実施しており、書面により網羅的に全項目を確認する「書面監査」と、重点事項に絞って実地において確認する「安全確認監査」を同時に実施することにより、保育所指導監査の効率化を図っている。「書面監査」にて事前に関連書類を入手し確認を済ませるため、「安全確認監査」は 1 園あたり 30 分～1 時間で対応することが可能。実地検査により全項目を網羅的に確認する「通常監査」の場合は 1 日あたり 1～2 施設に対して実地検査を実施するが、「安全確認監査」では 1 日 4～5 施設に対して実施することができる。
- 「安全確認監査」において実地で確認する項目は、安全確保に関する事項や、前年度の監査結果に基づき確認が必要と考えられる事項、書面監査において生じた疑義事項等に絞っている。
- 「安全確認監査」では事前通告なしに訪問するが、訪問する期間については示している。監査対象の保育所の 4 分の 3 を「安全確認監査」とし、残りの 4 分の 1 を「通常監査」にて実施することで、指導監査の効率化を図っている。
- すべての監査項目の確認を行う「通常監査」は、前年度の指摘事項の内容等に応じて対象保育所を選定。少なくとも 4 年に 1 度は全施設に「通常監査」を実施する。対象は対象数の 4 分の 1 程度を目指しているが、新規園等を含めると令和元年は 3 分の 1 程度である。

3 別添参考資料 2・3 を参照

- 令和元年度の実施状況を見て、令和2年度以降、公立保育所への導入も検討する。

(効果・メリット)

- 「安全確認監査」は、実施期間は事前に通知しているが、具体的な訪問は「抜き打ち」としている。「いつ来るか分からない」ということにより、保育所においては常に緊張感をもって安全対策を実施することができる。
- 保育所の職員全員の危機管理意識の向上が図られることも期待される。従来の保育所指導監査では、安全面について施設長に確認をしていたが、それだけでは不十分（災害時などの対応は誰でもできるようにしておくべき）との認識により、「安全確認監査」では誰に何を質問するのか分からないという状況にしている。また、市において作成した「安全確認監査」の手引き⁴を見て、自園における「緊急対応マニュアル」の作成等、安全対策を改善したという保育所もあった。
- また、保育所側に事前準備を強いることがないため、指導監査の準備・対応に要していた業務時間の削減も期待される。「いつもの状態を見せてください」と伝えており、負担も減ると考えられる。
- 監査する側にとっても、監査日時の設定や通知が不要であるため、負担軽減につながっている。
- 複数年度にわたって指導を行っても改善が見られないような施設に対しては、改善が見られるまで「通常監査」を行っており、適切な施設運営を確保するという保育所指導監査の目的を担保しつつ、「安全確認監査」を実施している。

4 別添参考資料3を参照

1-1-2. 「実地簡易監査」の導入（熊本県）

（導入の背景）

- 平成 24 年度まで県内 10 地域ごとに設置された地域振興局において保育所指導監査を実施していたが、平成 25 年度に組織再編し、5 つの広域本部・地域振興局へ指導監査業務が集約された。管轄区域が広がったことで、監査員数に対して対象となる保育所数が増えたこと、保育所訪問までに掛かる移動時間も増大したことをうけ、効率的な指導監査の方法について検討がなされていた。そうした中、熊本地震が発生し、震災からの復旧・復興を最優先するため、指導監査の簡略化が必要となった。

（具体的取組）

- 法人監査を行う年（3 年ごと）は実地定例監査として、全事項の実地検査を行い、法人監査実施年以外の年は、実地簡易監査を実施することとしている。
- 実地簡易監査においては、前年度の保育所指導監査における指摘事項の是正状況に加え、重点項目を【運営管理面】と【処遇面】に分け、そのいずれかを中心に、2 時間程度の確認を行う。また、2 年続けて簡易監査を行う施設については、例えば 1 年目に【運営管理面】の確認を行った場合には、次年度は【処遇面】の確認を行い、確認事項に遺漏が生じないように留意する。
- 同一事項について 2 年以上連続して文書指摘を行っている場合や、指摘事項に関する評点が 15 点以上の場合等、広域本部・地域振興局が特に実地定例監査が必要と認める場合には、実地定例監査を行うこととしている。

指摘事項に関する評点方法は以下の通り。

《指摘事項に関する評点》

文書指摘【要報告事項】（同一項目につき 2 年連続で文書指摘を行っているもの）

→ 1 つにつき 5 点

文書指摘【要報告事項】 → 1 つにつき 3 点

口頭指摘【通知事項】 → 1 つにつき 1 点

（※）点数の付け方は、社会福祉法人の監査ガイドラインを参考にした。

- 自己点検表において、各保育所には【運営管理面】と【処遇面】の両方を確認してもらっている。監査員は、保育所指導監査実施に際し、事前に自己点検表に目を通す中で、気になることがあれば【運営管理面】を確認する年であっても【処遇面】の気になった項目について確認することもある。
- 私立保育所に関しては、【運営管理面】の監査時に【経理】についても監査を行う。

（効果・メリット）

- メリハリのある指導監査を実施し、運営に問題ない施設については負担の軽減を図ることができる。
- 監査業務の集約化がなされた後、移動に往復 2 時間余りを要するなど、実施機関の負担

が増加し、年に1度の指導監査が困難になる恐れがあったところ、簡易監査により1日2か所を訪問することが可能になり、確実に指導監査を実施することができる。

1-2. 指導監査マニュアル作成や平準化のための会議の実施

1-2-1. 定期的な検討会の実施（川越市、横浜市）

（具体的取組）

- 原則として週に1回、課内で検討会を開催し、その週に実施した指導監査の概要や、指導において判断に迷った内容について、監査員全員で確認している。（川越市）
- 毎年度「平準化会議」を開催し、指摘事項の内容等にばらつきが出ないようにしている。平準化会議においては分野別（運営、保育内容、会計）に担当職員が参集し、その年度の監査対象保育所全てを扱う（約400施設）。（横浜市）

（効果・メリット）

- 同一の状況に対して指摘とするか助言にとどめるかの判断等、指導監査における評価の基準を監査員間で共有することで、監査員がそれぞれの状況に対して迅速かつ適切に判断を行うことができ、保育所側においても指導監査結果を円滑に施設状況の改善につなげることが可能となる。
- 過去に指導を行った事例と類似の状況が発見された場合に、判断に迷うことなく適切な指導を行うことが可能となり、円滑かつ効率的な保育所指導監査を実施できる。

1-2-2. 指導基準の作成（島根県）

（具体的取組）

- それぞれの監査内容に対して文書指摘と口頭指摘のいずれに該当するかや、結果通知の作成の流れなどを記載した、「保育所等指導監査指摘基準」⁵を作成し、毎年度見直しを行っている。

（効果・メリット）

- 同一の状況に対して指摘とするか助言にとどめるかの判断等、指導監査における評価の基準を監査員間で共有することで、監査員がそれぞれの状況に対して迅速かつ適切に判断を行うことができ、保育所側においても指導監査結果を円滑に施設状況の改善につなげることが可能となる。

5 別添参考資料編4・5を参照

1-2-3. 職員用ガイドライン・指導監査マニュアルの作成（熊本県、旭川市）

（具体的取組）

- 熊本県においては、5つある出先機関において指導監査業務を行っている。各出先機関の職員の経験値等は様々であり、若干のローカルルールが存在も認められたため、指摘基準等の齊一化を目的として、職員向けのガイドライン作成を平成29年より検討している。基準として主に定めている内容は、経理や運営に関する監査項目に関するものである。（熊本県）
- 指導監査担当課の担当職員が人事異動で入れ替わっていく中でも、全ての監査員の監査内容の質を確保するため、指導監査マニュアルを作成している。（旭川市）

（効果・メリット）

- 同一の状況に対して指摘とするか助言にとどめるかの判断等、指導監査における評価の基準を監査員間で共有することで、監査員がそれぞれの状況に対して迅速かつ適切に判断を行うことができ、保育所側においても指導監査結果を円滑に施設状況の改善につなげることが可能となる。
- 過去に指導を行った事例と類似の状況が発見された場合に、判断に迷うことなく適切な指導を行うことが可能となり、円滑かつ効率的な保育所指導監査を実施できる。

1-3. 監査結果の蓄積

1-3-1. データベース化（群馬県、宮城県）

（具体的取組）

- 口頭指摘・文書指摘、そのような指摘に至った状況について、データベース化している。データベースは過去4年分蓄積されており、フィルターをかけて過去の情報を抽出して参照することができるようにしている。（群馬県）
- 人事異動による判断基準のばらつきを防ぐため、専用アプリを使って、誰もが書き込める判断基準に関するFAQを随時アップデートしている。電話でやり取りしたものも書き込んでおり、ノウハウを蓄積することを試みている。（宮城県）

（効果・メリット）

- 同一の状況に対して指摘とするか助言にとどめるかの判断等、指導監査における評価の基準を監査員間で共有することで、監査員がそれぞれの状況に対して迅速かつ適切に判断を行うことができ、保育所側においても指導監査結果を円滑に施設状況の改善につなげることが可能となる。
- 過去に指導を行った事例と類似の状況が発見された場合に、判断に迷うことなく適切

な指導を行うことが可能となり、円滑かつ効率的な保育所指導監査を実施できる。

論点2：提出書類等の事前準備に関する取組

2-1. 電子書類の効率的な確認

2-1-1. ICT化への対応（群馬県、島根県、横浜市、川越市、旭川市）

（具体的取組）

- 保育所指導監査に当たって、ICTで管理している書類⁶についてはパソコン等の画面上で確認するにとどめ、基本的に印刷して紙媒体で準備することは求めないこととしている。

（効果・メリット）

- 保育所指導監査に対応するために保育所において行う事前準備の手間や、事前提出された書類を管理する自治体側のコストを削減できる。

2-2. 監査に使用する様式の統合

2-2-1. 監査調書／自主点検表等のフォーマットの工夫（島根県、熊本県）

（具体的取組）

- 子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法第46条に基づく施設指導監査と、子ども・子育て支援法第38条に基づく確認監査で、監査事項が一部重複しているため、両監査の監査調書を統一の様式⁷とし、各項目がいずれの監査で確認されるものを明示している。（島根県）
- 自主点検表のフォーマットにおいて、自己点検結果及び根拠法令の欄とともに、監査当日に監査結果と助言指導内容を記録する欄があり、1つの施設に関する監査情報を1つの様式で管理することで、前年度の保育所指導監査実績を次年度において効率的に把握できるようにしている。（熊本県）

（効果・メリット）

- 保育所指導監査に対応するために保育所において行う事前準備の手間や、事前提出された書類を管理する自治体側のコストを削減できる。
- 前年度の保育所指導監査の実績を行政内部で共有できることで、次年度以降の効率的な保育所指導監査の実施が可能となる。

⁶ ICTで管理されているものとして多いのは、登降園に関する記録や保育日誌など

⁷ 別添参考資料4に含まれる「資料2」を参照

- 異なる指導監査間で重複している確認内容を都道府県と市町村が共有することができ、行政が実施する指導監査全体での効率化を図ることができる。

論点 3：行政機関内の連携、監査結果の取扱い等に関する取組

3-1. 監査と助言支援との役割分担

3-1-1. 幼児教育センターとの連携（島根県）

（具体的取組）

- 島根県では、保育や幼児教育の質の向上を目的として、平成 30 年に幼児教育センターが設立され、幼稚園と保育所の経験者が幼稚園及び保育所を巡回している。そこで、県による保育所指導監査と、幼児教育センターによる巡回支援との役割分担として、保育所指導監査により「保育の質の担保」を行い、幼児教育センターの巡回支援により「保育の質の向上」を担うこととしている。これに伴い、保育所指導監査においては、例えば全体的な計画の具体的内容に関することは基本的に言及せずに、幼児教育センターによる助言により全体的な計画の内容充実を図っている。

（効果・メリット）

- 他の行政機関との連携により、指導監査担当者の負担軽減を図るとともに、保育所側においても異なる行政機関から同一内容の指摘等を受けることをなくすることができる。

3-2. 複数の行政機関が実施する監査等の同日実施

3-2-1. 都道府県及び市町村の確認監査の同日実施（宮城県、群馬県、熊本県）

（具体的取組）

- 日程上可能な範囲で、市町村の確認監査員が保育所指導監査に同行し、両監査を同日に実施している。日程調整については、都道府県の施設監査を実施するために調整した日程に、市町村が合流する形をとっている。

（効果・メリット）

- 保育所側において都道府県と市町村それぞれが実施する指導監査に対応するための時間を削減し、各指導監査において重複している確認項目に関しては、同一内容を複数回確認される手間を省くことができる。

3-2-2. 市町村が担当する複数の監査の同日実施（旭川市）

（具体的取組）

- 児童福祉法第 46 条に基づく保育所指導監査と、子ども・子育て支援法第 38 条に基づく確認監査を別個の部署が所管しているが、両者を同日に実施することとしており、指導監査の結果についても共有することとしている。

（効果・メリット）

- 保育所側において都道府県と市町村それぞれが実施する指導監査に対応するための時間を削減し、各指導監査において重複している確認項目に関しては、同一内容を複数回確認される手間を省くことができる。
※なお、域内の私立保育所に対して子ども・子育て支援法に基づく確認監査を実施する権限を有するのは、政令指定都市・中核市であり、この取組は政令指定都市・中核市において有効と考えられる。

3-2-3. 一括監査の導入（横浜市）

（具体的取組）

- 複数施設を有する社会福祉法人については、会計部分について「一括監査」を導入している。同様に、栄養面の監査も一部「一括監査」で対応しているが、その場合、衛生分野のうち実地での確認が必要な項目については、運営分野の担当者がそれぞれの施設に対する実地検査において、当日確認するようにしている。

（効果・メリット）

- 複数施設をもつ法人において、会計担当など複数施設を 1 人の担当者が管理している分野に関し、施設ごとに別日の指導監査に対応するための時間や事務負担を削減できる。

3-3. 根拠の提示

3-3-1. 自主点検表における監査項目ごとの根拠法令等の提示（宮城県、島根県、群馬県、熊本県、静岡市、川崎市、旭川市）

（具体的取組）

- 保育所に対して事前提出を求めている自主点検表又は指導監査調書等において、監査項目ごとに根拠法令・参考資料を明示することにより、どのようなルールに違反しており、

どのように是正すべきかを保育所側が理解し、円滑に改善につなげられるよう、また、監査員側も求められれば法令根拠に基づいて説明できるようにしている。

(効果・メリット)

- いかなる根拠に基づいて指導等が行われるかを保育所側、監査員双方が理解することにより、指導監査結果を円滑に施設状況の改善につなげることが可能となるとともに、監査員においても指摘に対する保育所からの質問がなされた場合等に迅速かつ効率的に対応できる。

3-3-2. 着眼点及び監査項目ごとの根拠法令の提示（横浜市）

(具体的取組)

- 自治体ウェブサイトにおいて、指導監査の着眼点及び根拠法令を明示⁸し、保育所側が監査項目ごとにどのような内容を担保する必要があるかを理解しやすいよう工夫している。

(効果・メリット)

- いかなる根拠に基づいて指導等が行われるかを事前に公表し、保育所側、監査員双方が理解することにより、監査員が指導監査結果の伝達等を円滑に行えらるとともに、保育所側においても効率的に自園の施設状況の改善につなげることが可能となる。

3-4. 専門的知見の活用

3-4-1. 保育士や栄養士の同行（横浜市、宮城県、熊本県、旭川市）

(具体的取組)

- 1チーム4人体制で実地検査を実施し、保育分野は保育士経験者を、給食については栄養士を配置する形でチームを構成し、保育士や栄養士の専門的知見も活用した監査を実施している。（横浜市）
- 必要に応じて（例えば前年度の監査において給食に関する指摘があった等）、保育士や栄養士に同行を依頼し、監査員を専門的観点から補助する体制を組めるようにしている。（宮城県、熊本県、旭川市）

8 横浜市 WEB サイト参照 | 社会福祉法人・施設・地域型保育事業の指導監査の概要について（保育所その他児童福祉施設等に係るもの） <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/gaiyou.html>

(効果・メリット)

- それぞれの監査員の指導監査に当たっての負担軽減を図るとともに、専門的知見を活用することにより、施設の実情に応じた適切な指導につなげることで、指導監査結果を円滑に施設状況の改善につなげることが可能となる。

3-5. 監査結果の公表

3-5-1. 保育所ごとの結果の公表（熊本県、静岡市、横浜市）

(具体的取組)

- 自治体のウェブサイトにおいて、指導監査結果の概要及び文書指摘事項の内容について保育所ごとの結果を掲載している。結果の公表については、関連する要綱等で規定すること等により事前に周知されている。

(効果・メリット)

- 保育所側において他の施設の指導内容や改善結果を把握することにより、自らの施設状況の改善につなげることが可能となる。

5. 都道府県等の取組に対する保育現場からの意見

都道府県等に対するヒアリング調査において収集した取組事例に対し、保育現場に対するヒアリング調査を行ったところ、対象となった保育施設の担当者からは、保育所側の観点からも、保育所指導監査への対応による負担軽減に役立つという意見が寄せられた。その一方で、そのような取組を自治体において円滑に導入するためには、いくつかの点に留意してほしいという意見もあった。

そこで、本章では、都道府県等の担当者が、本報告書で紹介する先進的な取組事例を参考に、自らの自治体における取組を検討・実施するに当たっての参考とできるよう、保育現場に対するヒアリング調査において、取組事例に対する4段階評価結果から読み取れた傾向および保育現場からの自由回答結果をまとめた主な意見と、それらから想定される、取組を行う場合の留意点を掲載する。なお、本報告書 p.7にも記載したように、本調査で得られた回答施設数は58園であり、回答施設の地域に偏りも見られたため、全国にある多様な園の事情をすべて勘案したものではないことを念頭におき参考にされたい（ヒアリング調査で使用した質問票は、別添参考資料1を参照）。

論点1：監査項目に係る具体的な確認・指導基準に関する取組について

設問1. 「監査項目の具体的な確認内容・基準等」の回答結果と考えられる留意点

（4段階評価結果の傾向）

設問1では、図2に示す(1)～(4)の4つの取組に関してどの程度効率的になると思うか質問したが、いずれの項目についても、概ね保育所の事務等について効率化に寄与することが期待される回答が得られた。ただし、(2)項目ごとにメリハリをつけた監査の実施については半数以上が好意的ではあるものの、5割弱の保育所からは賛同が得られていない。後述する保育現場からの主な意見にあるとおり、特に「抜き打ち」という手法については意見が多く寄せられている。

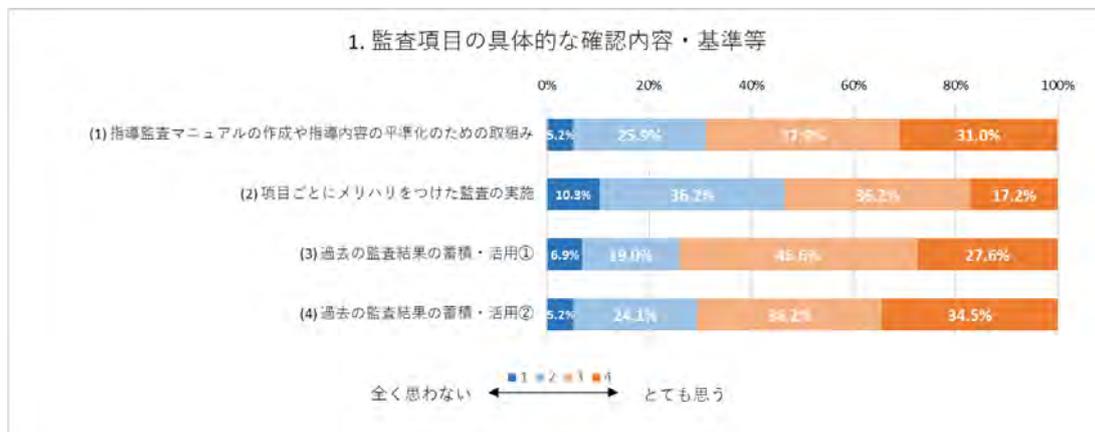


図2：設問1の回答結果

設問 1-(1) 指導監査マニュアルの作成や指導内容の平準化のための取組

(保育現場からの主な意見)

本設問については、監査員によって指導内容にばらつきが出ないことを望む意見が複数あった。監査員個人の主観や私見を極力排除するためには、マニュアルや監査基準の必要性を求める回答が複数ある一方、それ以上に監査員の育成指導を求める意見もあった。さらに、ローカルルールを設けるべきでないという意見も複数あった。また、マニュアルや監査基準の作成については、園の独自性への配慮を期待する意見や、監査基準の公開や監査についての説明会を実施するなど情報共有を求める意見もあった。

(取組を行う場合の留意点)

- 監査員は、マニュアルだけでなく指導監査に関する法制度について基本的な知識を得たうえで監査に臨むこと
- 指導監査の実施に当たっては、形式的な事項を単純に指摘するのではなく、保育内容の改善に向けた指導監査を行うという意識を監査員が共有すること
- 指導内容のばらつきをなくす取組としては、マニュアルの共有だけでなく通常の業務を通じ監査員の指導監査内容を、チーム内で共有することが大切であること
- マニュアルや指導基準について理解を深めることは保育所にとっても改善の参考になるため、指導基準が作成された際には可能な限り説明会等を活用し保育所側の理解が深められる取組も併せて行うこと
- マニュアルや基準の策定に当たっては、地域の実情やそれぞれの保育所の独自の取組にも留意し、施設が健全な運営を行うための視点からまとめること

設問 1-(2) 項目ごとにメリハリをつけた監査の実施

(保育現場からの主な意見)

本設問については、抜き打ちで監査を行うことについて、園行事や保育の内容によっては対応に困ることが考えられることから事前に連絡や周知を望むこと、また抜き打ちの意味のある監査項目の選定を求める意見があった。そもそも抜き打ちを行うことが効率化に繋がるかは疑問だという意見もあった。また、実地検査の時間が短縮される反面、事前の書面監査における負担が増える事に対する懸念も挙げられ、ICTを活用して紙媒体への記入の手間や郵送するための負担を軽減できるような仕組みを併せて検討してほしい、という要望も寄せられた。

(取組を行う場合の留意点)

- 抜き打ちにより実地において確認する事項は、抜き打ちで実施する必要性や

効果を勘案し、事前の用意に時間を要する項目を含まないようにするなど、監査内容に十分配慮し、また実施にあたっては、保育所側の理解が得られるよう十分に説明すること

- 行事日等は、監査の対応が困難なため、抜き打ち監査は日程に配慮がいること
- 実地において確認する事項を簡素化することにより、安全の担保や法制度の遵守がおろそかにならないよう、確認する内容の検討は十分行うこと
- 年次によって監査項目にメリハリをつける場合、継続した取組が必要なことから、後任の監査員へも正確に情報を伝達できるよう工夫がいること
- 簡易監査の導入に当たって、全監査項目を網羅する定例監査を受ける年の負担が増える（定例監査を受けなかった年と合わせて複数年の資料を求める）等、保育所側の負担がかえって増えてしまうことがないよう工夫すること
- 書面による確認を行う事項においては、ICTを利活用するなど紙媒体への記入の手間や郵送するための負担を軽減できるような仕組みも検討すること

設問 1-(3) 過去の監査結果の蓄積・活用①（データベースの活用）

（保育現場からの主な意見）

本設問については、データベース化する内容についての要望がいくつか寄せられた。例えば、指摘内容だけではなく、指摘にならなかった事例についても含めてデータベース化し、監査員が交代しても判断が異ならないようにしてほしいと望む意見があった。一方で保育の内容を変更する場合もあり、過去の指摘事項と現状は一致しないとの意見があった。効率化の取組としての視点からは、何年も確実に実施できている項目は省いてほしいという意見がある一方、全事項監査の制度であるため事前のチェックが省けない以上、効率化は困難ではないかとの意見があった。

（取組を行う場合の留意点）

- 蓄積する情報・内容を検討する際には、結果だけでなく指摘に至った理由や改善結果等についても蓄積するなどができれば、後任担当者の参考となること
- 過去の監査結果を活用する際、保育所側が保育内容等を変更する場合があるため、その点は留意すること
- 過去の指導監査の結果等において、次年度以降も変わらない事項については次年度以降に情報を引き継ぎ、確認を簡略化するなど監査員と保育所の双方にとって効率化につながる取組にも活用できること

設問 1-(4) 過去の監査結果の蓄積・活用②（自主点検表等における根拠の提示）

(保育現場からの主な意見)

本設問については、自主点検表における法的根拠の記載について効果的である、というような肯定する意見が複数あった。さらに口頭指導についても指導内容によっては根拠となる法令があるのか明示する必要という意見もあった。また、法改正や制度の変更がある場合、その点を事前に周知し、監査の際に園が対応できているかどうかを重点事項にすべきという意見や、監査員自身が法令をよく理解しておく必要がある点についても意見があった。

(取組を行う場合の留意点)

- 自主点検表だけでなく口頭指導をする場合においても、根拠となる法令等について示せるよう留意すること
- 法改正や変更点がある場合、改定の経緯等も含めて事前に情報共有し、保育所の職員が理解しやすいよう、必要に応じて補足説明できるよう監査員が内容を理解しておくこと

論点 2：提出書類等の事前準備に関する取組について

設問 2. 「提出書類等の事前準備」の回答結果と考えられる留意点

(4段階評価結果の傾向)

設問 2 では、(1)電子ファイルの活用及び(2)提出書類の様式統一について質問したが、両質問ともに、保育所の事務等が効率的になると「とても思う」が6割を超えており、「思う」と合わせると8割以上の保育所が好意的に受け止めているといえる。

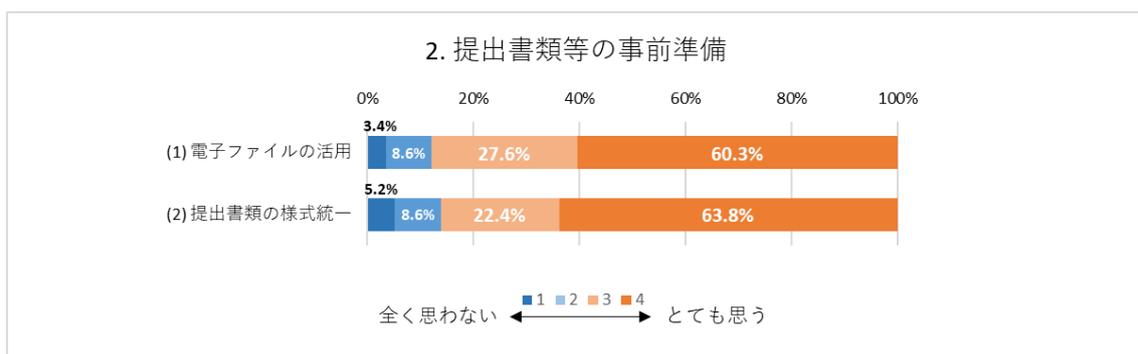


図 3：設問 2 の回答結果

設問 2-(1) 電子ファイルの活用

(保育現場からの主な意見)

本設問については、ICT 化を望む意見が多くみられた。ホームページ上で公開している情

報に対しても紙媒体での提出が求められており、業務負担の軽減になっていない、効率化のためには必須事項、といった意見が複数あった。他方で、データには個人情報を含む場合があるため、データの持ち帰りを行わない、保管管理に関して細心の注意を払ってほしい、などの意見が見られた。また、似たような書類について複数機関から提出を求められ手間がかかるため、行政機関内で連携しデータのやり取りをしてほしいという意見もあった。

(取組を行う場合の留意点)

- 保育所が職員の業務負担の軽減のために ICT 化を導入している場合には、画面での確認等監査方法を工夫することにより、保育所側の負担軽減につなげることができる
- 行政に対して同種の書類を複数回提出することが求められる非効率が生じないように、保育所が行政機関に提出した書類のデータを他の部署等と共有する仕組みもあわせて検討すること
- データは個人情報を含む場合があるため、保管管理に関して細心の注意を払うこと

設問 2-(2) 提出書類の様式統一

(保育現場からの主な意見)

本設問については、一度提出した内容からの変更点のみ報告することとしてほしい、新設の施設のみに記載を求める、現況報告書等を流用するなどにより、簡素化を図ってほしいといった意見が複数あった。また、WAM ネットでの提出書類で全て完結してほしいという意見もあった。そもそも様々な提出書類において同様の質問を各々の形式で回答することについて改善の余地がある、という指摘もあった。

(取組を行う場合の留意点)

- 様式の統一を行うに当たっては、既に提出した書類や情報について、再度の作成や提出を求めないといった視点でも工夫すること
- それぞれの自治体が使用する様式を統一し、一つの自治体に提出した書類の情報を自治体間でも共有するなどの取組ができた場合、同一法人が複数施設を運営している場合に負担軽減の効果が大きいこと
- 施設に係る基礎情報など、多くの関係各所へ提出する情報については、省庁や自治体間での情報共有を促進し、行政及び保育所側の負担を軽減できるような仕組みを検討すること

論点3：行政機関内の連携、監査結果の取扱い等に関する取組について

設問3.「その他」の回答結果と考えられる留意点

(4段階評価結果の傾向)

本設問は、3つの取組に関して質問しているが、(1)他の行政機関との合同実施及び(2)専門的知識を有する者の同行について、前者は8割以上、後者も6割以上が好意的に捉えており、保育所にとって監査対応の効率化に貢献することが期待される。他方で、(3)監査結果の公表については、(効率化されるとは)「思わない」「全く思わない」という回答が5割以上となっている。自由記述内容(後述)からわかるとおり、監査結果を公表することによる不利益を不安視する意見などが集まっている。

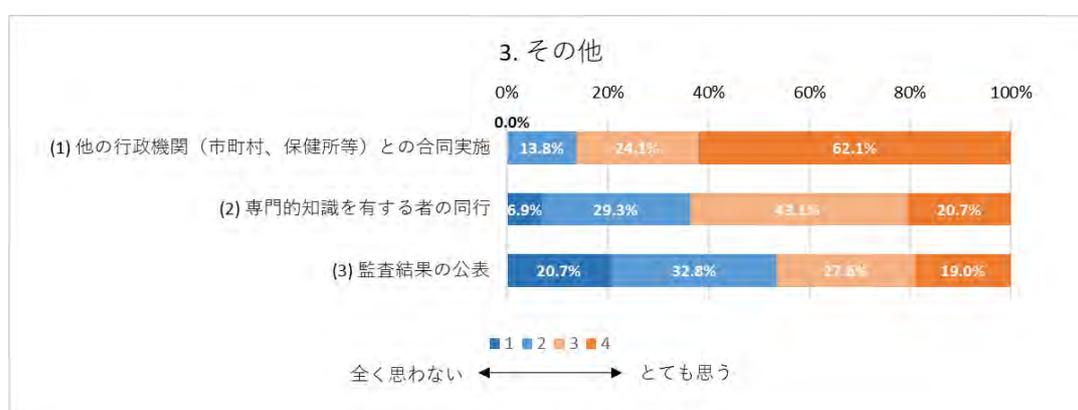


図4：設問3の回答結果

設問3-(1) 他の行政機関（市町村、保健所等）との合同実施

(保育現場からの主な意見)

本設問については、法人監査と施設監査について出来る限り同日に調整してほしい、また同年に指導監査と確認監査を統一し、必ず年に1回行い複数年度の書類を用意することが無いようにしてほしい、などの意見があった。他方、合同実施についての懸念として、監査員が2倍になることで受け入れスペースが足りなくなる、合同実施に対応できる能力のある監査員が限られているなどといったような意見もあった。

(取組を行う場合の留意点)

- 複数の行政主体が合同実施することにより、来所人数や所要時間が単に2倍になるなど、保育所側の負担がかえって増えてしまうことがないよう、役割分担をするなど、監査体制の工夫をすること
- 他の行政機関と連携する場合には、積極的な情報共有等、円滑なコミュニケー

ションを図り、指摘・指導内容の重複により保育所側が混乱することがないようにすること

設問3-(2) 専門的知識を有する者の同行

(保育現場からの主な意見)

本設問については、専門性を持った監査員の同行があることは良いという意見がある一方、私見は排除すべき、専門家のこだわりがかえってトラブルに繋がるケースもある、個人の保育観で保育現場を見る事のないように配慮を求めるといった意見があった。また、専門的知識を有するがゆえに、指導が細かくなりすぎることが、懸念事項としてあげられた。

(取組を行う場合の留意点)

- 例えば「元園長」や「元保育士」等経験者であっても、保育の専門的知識を新しい情報にアップデートすることを怠らず、現在の各保育所の状況や保育内容の理解に努めること
- 専門的知識を有する監査員であっても、監査員によって指導内容にばらつきが生じないよう、チーム内での指導基準の平準化に努めること
- 保育分野における専門性を生かした監査の実施においては、各園における保育の独自性についてその考え方や方針を理解するよう努めたうえで、法令に基づいた指導監査を行うこと

設問3-(3) 監査結果の公表

(保育現場からの主な意見)

本設問については、他園が指摘された内容について振り返る機会になると思う、保護者に対する情報開示としての有効性は感じる、法人の運営管理の着目点がわかり、運営上の問題に対応できるので良い、等の肯定する意見があった。他方で、公表を懸念する意見もあり、例えば、公表されることによって法人のマイナスイメージに繋がりがねない、他施設の監査結果を知ること自施設の改善に繋がるとは考えにくい、などの意見があった。その他、公表に際しては、読む側が誤解しないよう正確な内容を公表するよう配慮を求め、担当者間の更なる監査の平準化が必須である、優良法人や好事例も併せて公表すべきであるという意見があった。

(取組を行う場合の留意点)

- 指導監査の結果を公表する際には、判断基準にばらつきがないよう更なる平

準化を進める等、慎重に検討すること

- 改善内容を公表する際には、指摘事項だけではなく、優良な取組や良い点も併せて公表することで、優良事例の広がりを促し、保育所の改善意欲を高める取組につなげること
- 指導監査の結果を公表することは、保育所のマイナスイメージに繋がりがねないため、読む側が誤解しないように配慮し、指摘に至る経緯や具体的な内容等、詳細についても公表を検討すること

6. おわりに

保育所指導監査については、平成30年度に実施された「保育所等における保育の質の確保・向上に関する実態調査」において、指導監査の効率的かつ効果的な実施状況等に関して実態把握がなされ、「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」（令和元年5月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課通知。以下「令和元年通知」という。）によりその調査結果及び指導監査に当たっての留意事項が示された。

本報告書においては、保育所指導監査に関して様々な課題が指摘される中で、現行制度に基づき実施される保育所指導監査の効率化や有効性の向上の観点に絞り、事例収集を行った。その結果として、重点的確認内容の設定や、市町村等他の行政主体との連携など、都道府県等による先進的な取組を3つの論点別に取り上げることとした。それぞれの取組の紹介に当たっては、実施に至った背景や取組の内容とともに、そのような取組の導入による効果を具体的に示した。さらに、それぞれの取組に対し、その内容の検討・実施に当たり都道府県等の担当者に留意してほしい点に関して、保育現場に対するヒアリング調査において寄せられた意見と、それらから想定される取組を行う場合の留意点を紹介した。

今後、「令和元年通知」や本報告書を踏まえ、「保育の質の担保」という目的を果たしつつ、保育所指導監査の適切な実施に向けたさらなる検討を進めるとともに、各都道府県等においてその実情に応じた取組の検討・実施がなされることが期待される。

最後に、本報告書を作成するに当たって、ご協力いただいた自治体および保育所に厚く感謝を申し上げる。

保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会
構成員名簿

及川 修	横浜市 こども青少年局 総務部 監査課 課長
奥村 尚三	二子保育園 園長
勝部 恵治	島根県 健康福祉部 子ども・子育て支援課 課長
児玉 英一	アルプス認定こども園 園長
小林 歩	宮城県 保健福祉部 子育て社会推進室 副参事兼室長補佐
塚本 秀一	保育の家 しょうなん 園長
宮崎 豊	玉川大学 教育学部 乳幼児発達学科 教授
◎ 矢萩 恭子	和洋女子大学 人文学部 こども発達学科 教授
吉田 英仁	川越市 福祉部 指導監査課 主査

(五十音順、敬称略)

※◎は座長

(オブザーバ)

厚生労働省 子ども家庭局保育課